事前質問への回答（道央圏域在宅歯科医療連携室）

【要領４．相談窓口】

1. 道央圏域においては専任相談員の雇用はしない。

|  |
| --- |
| 質問1．専任の相談員を雇用しないのはどのような理由なのか。 |

回答．予算上の問題から雇用は困難である。

|  |
| --- |
| 質問2．道央圏域在宅歯科医療連携室の運営の取りまとめについては、道歯内の在宅歯科医療連携室本部が行うことになるのか。 |

回答．貴見のとおりです。道歯の連携室が行います。

|  |
| --- |
| 質問3．十勝・釧路・函館で連携室が成果を上げてきたのは相談員の衛生士が、包括支援センターや介護事業所等に訪問し連携室の活動や、訪問歯科診療の意義を直接関係者に話し、啓発してきた功績が大きいと考える。  　　　道央という規模、また予算の制約があり同じようにはいかないのは承知しているが、少しでもFACE to FACEで訪問する必要があるのではないか？  　　　専任相談員を雇用して、例えば、とりあえず地域包括支援センターを優先してまわる。もしくは、10郡歯を年数かかっても年度ごとに重点地域を決めて回るなどを考えていただけないか。  　　　ただリーフレットを送付するだけでは、今郡歯でやっている内容と大きく変わらないため、現在の状況から上乗せがあまり期待できないと考える。専任相談員を雇用するのは郡歯単独では不可能なため、その働きを期待したい。  （郡歯ではできないことを連携室が行うことに存在意義があると考える） |

回答．専任相談員の雇用は当初予算のとおり確定したとしても困難である。業務は現在いる道歯相談員が兼務するが、各地に出向くことは不可能と考える。ついては各郡歯役員にお願いしたい。また、管内の市町村において各地区（地域）で対応する会員がいれば、その会員が中心となり、地域包括支援センター等へ出向いて啓発するのが理想と考えている。それができない地域においては各郡歯役員に対応いただきたい。初年度から事業は進んでいることから、できれば少人数で年数をかけて回るのではなく、各地域の担当者が手分けし可及的に回るべきと考える。

　　　既に構築されている地域における連携事業についてはより連携の推進を進めていただきたい。また、地域における地域包括ケア会議等にまだ参加していない市町村がある場合には、連携室事業を活用いただき啓発活動の推進をしていただきたい。そのような活動において今回作製するリーフレット等の活用をお願いしたい。

　　　専任相談員の非雇用については、本来であれば各郡歯に配置が望ましいと考えているが、委託費が足りず困難である。その点をご理解いただきたい。

　　　また、連携室を行うことの存在意義に関しては、既に活動している道南・道北・十勝・釧路根室圏域において啓発活動では道民に在宅医療に関し歯科医療関係が参加していることを十分に周知されてないという報告が多数ある。そのため新たな患者や利用者の掘り起こし事業の必要性を感じている。その点をご理解していただきこの連携室事業への積極参加をお願いする。

【要領４．相談窓口】

　②相談窓口（フリーダイヤル）は道歯内に設置し、以下フローにより対応する。相談窓口で聞き取りした内容は相談シート（別紙１）にまとめ、各郡歯担当者へEmailあるいはFAX送信にて依頼し、協力歯科医院へつなぐ。

|  |
| --- |
| 質問4．各郡歯担当者とは臨時で相談員を雇用する以外では郡歯役員あるいは事務局職員がそれにあたるということか。また、事務局職員がそれにあたる場合、医療職ではないが、それでもよいのか。  　　　相談シートにより依頼を受け、地域協力歯科医院へお願いした際に、相談シートに掲載されていない依頼者の情報（身体状況や例えば訪問に適さない時間帯や曜日など）への質問、あるいは依頼主より医療に関する専門的な質問があった場合には、本部相談員が確認、回答してくれるのか。あるいは本部相談員は相談シートを郡歯へ送信するまでの作業を行い、以後の個々のケースへの対応は郡歯で行うことになるのか。 |

回答．郡歯役員にご対応いただくことを想定していますが、事務局職員が当たる場合もあるかもしれない。相談シートに記載されていない依頼者の情報は、協力歯科医の方で対応いただきたい。本部相談員は相談シートを郡歯へ送信するまでの作業を行うことで理解いただきたい。

【要領４．相談窓口】

　③なお、道歯で契約した携帯電話を道央圏域管内の郡歯に配布する。電話料金（通信料）は道歯で負担する。

|  |
| --- |
| 質問5．携帯電話を配布するとあるが、何に使用するのか。地区の担当者が持つということか。  　　　個人的な意見ですが、携帯電話の配布までは必要ないと考える。実際には自院の電話を使用することがほとんどではないか（通話代だけならしれている）。携帯電話1台当たり年間5万円以上すると考えると、その分を雇用や講演会等の予算に回した方が有効ではないか。 |

回答．携帯電話の配布は、各郡歯の担当者が道央圏域連携室および協力歯科医との連絡ツールとして確認や調整などの業務に使用していただきたいと考えており、担当者の自己負担（経費）とならないよう配慮した。また、その費用は年額36万程度と考えているが、各郡歯における講演会年一回10万程度と考えたとしても3郡歯程度の予算にしかならない。講演会等の予算は他に確保している。

【要領５．地域の実情】

1. 域の歯科医師、地域包括支援センターや保健所、役所（役場）に聞き取りし、地域の実情を把握する。
2. 域で対応できる歯科医師の数、地域で歯科との連携がとれているか・とれていないか、とれている場合、どのようにとれているか、またどのような支援を必要としているか等を調査する。

|  |
| --- |
| 質問6．調査は誰が行うことを想定しているのか。日中の調査等は現場レベルでは厳しいように考えるが如何か。 |

回答．調査は郡歯役員に対応いただきたい。担当役員が空き時間（昼休み、診療終了後など）を利用し電話で確認をする。その後、必要であれば現場(地域包括支援センター等に)訪問する。時間は日中になると想定され診療時間をつぶすことになると思われるが、ご理解の上ご協力いただきたい。

【要領６．事前調査

~~１）原則として事前訪問を優先~~

~~歯科医師あるいは歯科衛生士が事前訪問した場合、道歯から実費弁償を支給する。実費弁償は1回6,000円。なお、歯科医師が事前訪問した場合、訪問診療と重複算定ができない。事前訪問の結果は道歯に報告する。~~

１）歯科衛生士あるいは歯科医師が事前調査した場合、所属歯科医療機関に道歯から実費弁償として1回6,000円を支給する。なお、当日もしくは後日に当該歯科医療機関による治療が必要となる場合には、歯科訪問診療料を算定し、6,000円は受け取れないものとする。歯科訪問診療料の算定にあたっては、その旨を十分説明・理解してもらい同意を得ることが重要である。事前調査の有無および対応（結果）については別紙１により道歯に報告する。

~~２）特別な理由により事前訪問ができない場合~~

２）協力歯科医療機関の歯科衛生士の勤務事情やスキル状況などの理由により事前調査が行えない場合は、訪問初回から保険診療における歯科訪問診療料を算定して差し支えない。但し、その旨を十分説明・理解してもらい同意を得ることが重要である。治療になった場合には料金が発生することを説明する。

|  |
| --- |
| 質問7．事前調査は治療の必要性を見極めるためか。 |

回答．貴見のとおり。また、事前調査で多職種がどのように関わっているのかも見極めていただきたい。

【要領７．施設や市民等への周知】

　①リーフレットの作製、ホームページ掲載は道歯で行う。なお、メディアを利用した周知活動（新聞掲載など）は行わない。

|  |
| --- |
| 質問8．広く一般市民への周知についてはどのように考えているのか。 |

回答．これまでに各郡歯において啓発や周知を種々されてきたと思うが、それらの手立てを活用し周知していただきたい。連携室事業は地域包括ケアシステム構築のための誘導的立場をとっているため、地域における協力歯科医もしくはかかりつけ歯科医師が積極的に地域住民に啓発することが望ましく、また、多職種へのリーフレット配布も有効である。

【要領７．施設や市民等への周知】

1. 社会福祉施設・事業所（老人福祉施設、特別養護老人ホーム、 養護老人ホーム、 軽費老人ホーム等）には、道歯からリーフレットを郵送する。

|  |
| --- |
| 質問9．スタート時に1回送付しただけでは効果はあまり期待できないと考える。リーフレット等は簡単なもの（安価なもの）でいいので、1年に1回もしくは半年に1回でも継続的に啓発のため送付してほしい。（その都度、トピックスなどを加えて） |

回答．継続的な啓発や周知は可能であるが、リーフレットだけ送付してもあまり効果は期待できないため、できれば直接説明した上で渡すなど工夫をしていただきたい。

【要領７．施設や市民等への周知】

1. 郡歯においては、医科医療機関、訪問看護ステーション、社会福祉施設、介護事業所、市町村地域包括支援センター等と連携調整を図り、主に市町村地域包括支援センターおよび地域にある介護支援専門員（ケアマネジャー）協会について郡歯役員あるいは地域の歯科医師が出向き、道歯で作製したリーフレットをもとに説明する。これにかかる実費弁償（1日6,000円）は道歯から支給する。ただし、報告用紙（別紙２）により1か月単位で施設名、訪問者氏名、訪問日を道歯に報告する。

|  |
| --- |
| 質問10．日中の参画は厳しいと思われるが、すでに連携室が稼働している地域ではどのように対応されているか。 |

回答．既存連携室では相談員が関わってきた。道央連携室においては郡市役員（担当理事等）や地区（地域）の会員（協力歯科医院）にご協力いただくことになる。

|  |
| --- |
| 質問11．実際に歯科医師が診療を休んで行くにはコスト的に限界がある。スタッフの歯科衛生士等や歯科衛生士会の会員も説明する人員に加えたらどうか。 |

回答．連携室事業の説明が必須であるため、現時点で歯科衛生士の活用は考えていない。道歯科衛生士会への協力依頼については検討する。

【要領８．市町村事業への新規参画】

　①市町村における地域ケア会議に参加する。

　②市町村における医療・介護連携推進事業（地域支援事業）に参加する。

　③市町村における高齢者の低栄養・重症化予防等事業（後期高齢者医療広域連合）に参加する。

　④市町村における認知症初期集中支援チーム（地域支援事業）に参加する。

　⑤上記（①～④）に出席した場合、実費弁償（1日6,000円）は道歯から支給する。ただし、会議等の報告書（様式任意）を道歯に必ず提出する。

|  |
| --- |
| 質問12．多職種間の交流が進み、会員が地域の在宅ケア連絡会等々に出向し活動しており、それらをサポートすることも地域包括ケアシステムの構築に歯科医師が参画するために必要と考えるが、これらは実費弁償の対象にいいのか。 |

回答．新規参画の場合のみ実費弁償の対象にする。

|  |
| --- |
| 質問13．現在、市町村の要請で歯科医師会役員が出向いている①～④会議がある。その中で無給のものもあれば、会議費が支給されているのもある。重複して受給しても可なのか不可なのか、6千円以下の支給されている場合差額支給なのか、そのあたり明確にしていただきたい。 |

回答．会議費が支給されているものは該当しない。また、差額の支給はしない。

|  |
| --- |
| 質問14．誰が会議に参加することを想定しているのか。会長それとも地域医療担当理事なのか。 |

回答．担当理事の参加が理想であるが、人選については各郡歯にお任せする。

【要領１２．郡歯主催の研修会】

　多職種向け（内向けは対象外）の歯・口腔に関わる在宅療養支援サポート研修会に対し、講師謝金、講師旅費、役員旅費、会場費、消耗品費など必要経費は道歯から支給する。但し、予算に限りがあるため開催地区、回数については道歯で調整する。

|  |
| --- |
| 質問15．予算がいくらかにもよるが、1回の講演会で多くても20万円あればほぼ足りると考える、200万円の予算があるのならば各郡歯年1回上限20万円としてもよいのではないか。講演会を開催するには半年前ぐらいから準備必要なため、目途がはっきりわかっていた方が予定組みやすい。経験上、講演会でグループワーク等を行って面識ができることは非常に有効である。 |

回答．予算が確定していないため、現時点で金額の上限を定めることができない。

予算が確定次第、再度連絡をさせていただく。

【要領１３．必要経費】

　本連携室に係る消耗品については道歯から支給する。

|  |
| --- |
| 質問16．申請は都度あげるのか。それとも年度当初一括して行うのか。 |

回答．月単位でお願いしたい。

|  |
| --- |
| 質問17．連携室運用要領を見る限り、郡歯において特別このためにかかる経費は微々たるものと考える。ここの予算は他に回しては如何か。 |

回答．可能であれば、そうしたい。

その他の質問

|  |
| --- |
| 質問18．スタートは何月ぐらいとなるのか。 |

回答．道との契約を3月末日に行うため、フリーダイヤルの設置やHP、リーフレット完成は4月中旬以降になる。各郡歯においては取り急ぎ協力医療機関名簿の作成をお願いし、道歯の相談窓口体制が整い次第、各郡歯も順次スタートをしていただきたい。

|  |
| --- |
| 質問19．専任相談員を置かないことで各郡歯ではこの事業にかかる役員や事務局職員の負担が大きくなり、また、診療や他の業務を抱えた役員・事務局ではきめ細かな対応が難しいと考えるが如何か。 |

回答．役員や事務職員には少なからず負担をかけることになるため、実務に支障が出るほどの負担となるようであればご相談いただきたい。

|  |
| --- |
| 質問20．道央圏域在宅歯科医療連携室を道歯内に立ち上げた場合、各郡歯はどのような位置づけでどのような名称で活動を行えばよろしいのか。 |

回答．形式上、道歯に設置することになるが、いずれの郡歯も『道央圏域在宅歯科医療連携室』という名称になるかと考えている。

|  |
| --- |
| 質問21．患者からの要請に応じて各郡歯で対応するとのことだが、予算として何回分を想定しているのか。もし予定数に足らず予算執行ができない場合は何か問題が起こらないのか。 |

回答．予定数等の予想は困難であるが、すでに行われている4圏域の実績を考慮、また、訪問診療につながらなく、診療行為がなされない場合のみの事前調査費用の拠出であるため、予算はそれほど多くはないと考える。道央圏域では1か月平均80件の事前調査を目標に設定している。